

若者ふるさと応援便

夢多き
若者たちに
エールを!

島外で暮らす本市出身の18歳～21歳^{*}の若者へ、
応援の気持ちを込めて特産品を届けます。^{*}令和6年4月1日時点

内容

「南あわじマルシェ」で使える
10,000円分の
ポイントを進呈

申請期間

令和6年5月15日(水)
～
令和7年1月31日(金)



〈南あわじ市特産物通販サイト〉

MINAMIAWAJI
MARCHE

南あわじマルシェ

南あわじマルシェは、今や全国ブランドとなった
「淡路島たまねぎ」や「淡路島3年とらふぐ」、「淡
路ビーフ」などの特産物を販売する、南あわじ市
の公式通販サイトです。



marche-373awaji.jp

南あわじマルシェ

※令和5年度以前に申請された方も再度申請が可能です。

南あわじ市ふるさと創生課

若者ふるさと応援便が島外で頑張る若者をサポートします!

step
1

申請

スマートフォンなど
による「電子申請」
または「郵送」

step
2

ポイント
の付与

「南あわじマルシェ」で
使える10,000円分の
ポイント付与

step
3

特産品
を選ぶ

「南あわじマルシェ」で
好きな特産品
を選ぶ

step
4

お届け

後日、取扱事業者より
特産品を配送

〈内容〉 1人につき、南あわじマルシェで使える10,000円分のポイントを付与

〈申請期間〉 令和6年5月15日(水)～令和7年1月31日(金)

〈対象者〉 以下の条件をすべて満たす方 **※令和5年度以前に申請された方も再度申請が可能です。**

- 令和6年4月1日時点で年齢が18歳～21歳の方(平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれの方)
 - 申請日時点で、住民票の異動の有無に関わらず、日本国内かつ淡路島外に居住している方
 - 出生から高校卒業までの間に南あわじ市(旧4町含む)に住民登録があった方
 - 本市に帰省先があり、当該所在地に血縁関係者(直系親族または3親等以内の傍系親族)の住民登録がある方
- ※対象者の要件を確認するため、住民基本台帳との照合をおこなうことに同意のうえ、申請してください。
※申請は同一年度内に一度のみ有効です。

〈申請方法〉 スマートフォンなどを使った「電子申請」または「郵送」

- 南あわじ市若者ふるさと応援便事業申請書
 - 南あわじ市若者ふるさと応援便アンケート調査
 - 生年月日が確認できる書類(免許証、マイナンバーカード、保険証等)の写し
- ※通知等はメールでおこないます。

事業詳細



電子申請



以前に申請(ポイント付与)
されたことがある方へ

令和5年度以前に申請され、ポイントが付与されたことがある方で対象者年齢内の方には、令和6年5月以降順次登録メールアドレスへ案内をお送りいたします。案内メールをご確認のうえ、対象者に該当する方は手続きをお願いします。なお、メールが届いていない場合は、ふるさと創生課までお問い合わせください。

※特産物通販サイト「南あわじマルシェ」のログインIDおよびパスワードは、そのまま使用していただけます。ご不明な場合はお問い合わせください。